

野洲市市民活動促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権と環境を土台に生きる意味が実感できる地域社会づくりをめざして市民が様々な分野で自主的かつ自立的に行う市民活動を促進するため、野洲市市民活動促進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、市長へ提案するものとする。

- (1) 市民活動を促進し、協働のまちづくりを推進する基本的な計画に関すること。
- (2) 市の自治体運営やまちづくりの基本となる条例素案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、16人以内で組織し、市長が、市内において活動する市民活動団体に所属し、市内に在住又は在勤する者の中から委嘱する。

(組織及び役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進部市民活動促進課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年5月15日から施行する。